

令和4年11月25日付で「スポーツ少年団登録規程施行細則」を改定(成年年齢引き下げに伴う指導者登録年齢20歳以上→18歳以上への変更)したことに伴い、令和4年度版の本書でお示ししていた登録パターンから大きく変更しております。

「スポーツ少年団登録規程施行細則」に定める
単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数

1. 更新登録の場合

パターンA(令和5年度に限り、パターンBおよびCも含めることが可能) ※令和4年度の緩和措置を継続

2. 新規登録の場合

パターンA～C

【表の見方のポイント】

以下の2つを満たす構成パターンをお示ししています。

(1) 「指導者」2名以上

(2) 「スポーツ少年団の理念を学習した指導者(理念○)」2名以上※

※ただし、新規登録単位スポーツ少年団は、(2)について2名以下でも登録可。

また、令和5年度に限り、更新登録単位スポーツ少年団も(2)について2名以下でも登録可。

		指導者※(1)		団員
		理念○※(2)	理念×	
		18歳以上	18歳以上	
パターン	A	2名		10名
	B	1名	1名	10名
	C		2名	10名

※(1):指導者

登録する年の4月1日現在満18歳以上で、次のいずれかに該当する者

- ① 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(*) (以下、「JSPO 公認資格」) 等保有者 (JSPO 公認スポーツリーダーを除く)

*次の資格を含む

- ・公益財団法人日本サッカー協会(JFA)公認C級コーチライセンス以上の資格保有者
- ・公益財団法人日本バスケットボール協会(JBA)公認C級コーチライセンス以上の資格保有者

- ② 前年度のJSPO公認資格養成講習会受講修了者

(注意)令和5年度は次の(3)、(4)いずれかに該当する者についても指導者として登録することが可能

- ③ 令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満20歳以上の者
④ JSPO公認スポーツリーダー保有者

※(2):理念○

同規程細則第2条第4項に定める「スポーツ少年団の理念を学んだ者」を指す。具体的には、スポーツ少年団に指導者として登録する者のうち、次のいずれかに該当する者。

- ① 令和元(2019)年度のスポーツ少年団登録においてスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
② スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者
③ 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者
④ 令和2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

(注意)スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については、資格の認定前であっても「スポーツ少年団の理念を学んだ者」として指導者登録が可能。